

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q
貸したお金を返さない友人に
気持ちが收まりません…

友人に貸したお金のことでご
相談です。

私は大学を卒業後上場企業に
勤め、ちょうど25年になります。
それなりに給料も良く、家もロ
ーンを組んで購入し、妻と子供
と共に普通の生活を送っています。

実は妻には内緒ですが、今か
ら10年近く前、大学時代からの
親友に、女のことでどうしても
お金がいる、親には心配をかけ
たくない、頼れるのは親友のお
前だけだと泣いて頼まれ、貯金
から200万円を用立てました。

私にすれば大金です。

現金で渡さずに銀行で振り込
んだのは、大金を持参するのが

怖かったこともあります。が、後
日のために証拠を残しておくた
めでしたし、借用証もきちんと
書いてもらいました。

彼は頭を下げ、そのうちに必
ず返すと言つていましたが、徐
々に音信不通になりました。当
時の勤め先も私に知らせないま
ま辞めていたし、大学時代に遊
びに行つたことのある実家に連
絡してもらいました。

貸金の消滅時効は10年と聞い
ています。まもなく時効にかか
るはずなので、弁護士事務所の
ほうで彼の住所を調べてもらつ
て内容証明を出してもらえるの
でしょうか？もし彼が今払えな
い状況だとしてもこのままでは
気持ちが收まりません。



A
訴訟を提起し、時効中断する方法があります。
ただし、強引な請求が脅迫に受け取られないように。

大変お気の毒なことです。お
金というのは大切な人間関係
をも壊しかねないので、相手が
親しいほど借りてはいけないし、
もし貸すのであればやつたつも
りでとはよく言われることです。
しかし大金ですものね。

貸す際に銀行振込みにし、借
用証ももらったのは立派です。
貸した証明はそれで十分です。
あと彼の住所が分かるかど
うか。住民票を取るのは簡単で
すが、本人が住民票を移してい
ない場合も考えられます。世の
中には訳ありの人有一定数いて、
例えば罪を犯して逃走中だとか、
ヤクザや借金取りに追わられて夜
逃げをした場合には移しません。
住民票がなければ選挙権はな
いし、真っ当な所には勤められ
ませんが、世の中には訳ありな
人を受け入れる勤め口もあって、
食べいくのには困りません。
幸い現住所が分かつて、内容
証明の形で催告書を出したとし
ましよう。しかし催告には、6
ヶ月以内に訴訟を提起するなど
きちんとした方法を講じない限
り時効中断の効果はありません

(民法153条)。訴訟を提起す
れば、それが時効中断となつて
時効はその時から改めて10年と
なります。相手が欠席のままで
も勝訴判決はもらえますが、そ
れで200万円が取れるかとい
えば別問題なのが厄介です。

つまり、相手に預貯金や給料
債権、不動産など執行する財
産がなければ勝訴判決も結局は
「絵に描いた餅」になつてしま
うのです。相手にはご相談者以外
にもかなり借金があると考えて
よく、財産がないどころか自己
破産済みといったことも想定内
でしあう。

いずれにしてもたとえこちら
に正当な債権があつても、強引
な請求をすればそれが脅迫なり
恐喝にもなりかねず、その点は
どうかお気をつけください。

もし万一、相手が内容証明